

新潟県警察機動捜査隊の運営に関する訓令

昭和54年 3 月23日

本部訓令第 3 号

[沿革] 昭和57年 3 月本部訓令第 4 号、10月第16号、58年 3 月第 2 号、12月第10号、59年 3 月第 3 号、60年 5 月第11号、62年 8 月第14号、平成元年 3 月第 6 号、4 年 7 月第15号、6 年11月第17号、9 年 3 月第 4 号、13年 3 月第 6 号、17 年 6 月第14号、18年 3 月第 5 号、19年 3 月第 5 号、29年 8 月第13号、令和 8 年 3 月第 5 号改正

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 勤務等（第 6 条—第 9 条）

第 3 章 捜査等（第10条—第15条）

第 4 章 補則（第16条—第19条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第 3 号）第 18条に規定する機動捜査隊（以下「機捜隊」という。）の運営について別に定めがあるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（編成及び活動区域等）

第 2 条 機捜隊の編成及び活動区域は、別表のとおりとする。

（活動）

第 3 条 機捜隊は、次に掲げる活動を行うものとする。

- （1）重要事件及び急訴事件の初動捜査活動
- （2）犯罪多発地域におけるよう撃捜査及び機動警ら活動
- （3）その他刑事部長が命ずる捜査活動

（連絡協調）

第 4 条 機動捜査隊長（以下「隊長」という。）は、機捜隊の運用について関係所属長と緊密な連絡協調を保持しなければならない。

（隊員の心得）

第 5 条 隊員は、警察職員の服務に関する訓令（昭和35年本部訓第20号）及び新潟県警察車両管理及び安全運転に関する訓令（昭和51年本部訓令第10号）に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）犯罪の発生状況のは握に務め、これに対応した迅速、機敏な捜査活動を行うこと。
- （2）関係法令の研究に努め、捜査能力及び鑑識技術の向上を図ること。
- （3）装備資機材の点検、整備に努め、その取扱いに習熟するとともに効果的な活用を図ること。
- （4）職務執行に当たつての紛議等事故防止に努めること。

第2章 勤務等

第6条から第8条まで 削除

(勤務の種別)

第9条 機捜隊の勤務は、次に表に掲げるとおりとする。

勤 務 種 別	勤 務 内 容
待 機 勤 務	有線又は無線の受信、傍受に当たるとともに、車両整備、書類作成等を行い出動に備える勤務
警 戒 勤 務	よう撃捜査、機動警ら、情報収集等を行う勤務
緊急出動勤務	重要事件及び急訴事件を認知した場合に、直ちに事件現場等に臨場して初動捜査を行う勤務
特 命 勤 務	刑事部長又は隊長が、特に命じた勤務

第3章 捜査等

(相互協力)

第10条 隊員は、捜査活動に関し、関係職員と互いに協力しなければならない。

(現場指揮)

第11条 事件現場に出動した隊員は、事件発生地を管轄する署長の指揮を受けるものとする。この場合において、事件現場に管轄署の捜査主任官が到着していないときは、機捜隊の幹部が指揮に当たるものとする。

(事件引継)

第12条 隊員が被疑者を検挙した場合は、証拠資料及び関係記録とともに事件発生地を管轄する署長に引き継ぐものとする。ただし、これにより難いとき又は2以上の署に関連する事件の被疑者を検挙したときは、隊長が、関係所属長と協議して引き継ぐものとする。

(応援要請)

第13条 所属長は、捜査のため隊員の応援を必要とするときは、刑事部長に要請（隊長経由）するものとする。

(活動報告)

第14条 隊長は、機捜隊の活動状況を、随時刑事部長に報告しなければならない。

(勤務報告)

第15条 分駐隊長は、隊員の勤務及び活動状況を、毎日隊長に報告しなければならない。

第4章 補則

(会議)

第16条 隊長は、毎月1回以上幹部会議を開催するものとする。

(教養)

第17条 隊長は、隊員に対する教養訓練を計画的に行わなければならない。

(隊の表示)

第18条 本隊及び分駐隊の庁舎には、その名称を表示する表札を掲げるものとする。

(委任規定)

第19条 この訓令に定めるもののほか、機捜隊の運営及び服務に関する細目事項につい

ては、本部長の承認を得て隊長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

(訓令の廃止)

- 2 機動捜査隊の運営に関する訓令（昭和51年本部訓令第7号）は、廃止する。

附 則（昭和57年3月8日本部訓令第4号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和57年3月14日から施行する。

附 則（昭和57年10月25日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和57年11月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月8日本部訓令第2号）

この訓令は、昭和58年3月11日から施行する。

附 則（昭和58年12月23日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和58年12月23日から施行する。

附 則（昭和59年3月30日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年5月16日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和60年6月8日から施行する。

附 則（昭和62年8月20日本部訓令第14号）

この訓令は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（平成元年3月9日本部訓令第6号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年7月28日本部訓令第15号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成4年8月1日から施行する。

附 則（平成6年11月1日本部訓令第17号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月26日本部訓令第4号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日本部訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月6日本部訓令第14号）

この訓令は、平成17年6月25日から施行する。

附 則（平成18年3月30日本部訓令第5号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日本部訓令第5号抄）

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月15日本部訓令第13号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則 （令和8年3月27日本部訓令第5号）

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。